

個人12

受 令和 2年 8月26日
付 (午前)・午後 11時49分

一般質問 (代表・個人) 通告書

令和2年 8月26日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 市原 誠二

尾張旭市議会会議規則第50条第1項の規定により 9月定例会において別紙
のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 4 件

2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項 (大項目) ごとに一問一答
<input type="radio"/>	1回目から 質問事項 (大項目) ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>1</u>	児童、生徒に対する「ゲーム依存」の予防・啓発について
要 旨	<p>「ゲーム依存」は、2019年5月に世界保健機構（WHO）が病気として認定した。2022年1月の施行以降、「ゲーム障害（gaming disorder）」という病名で診療・治療が可能となる。</p> <p>日本においても中高生のゲーム（ネット）依存は93万人に上り、過去5年間で倍増した。特にこの新型コロナウイルス感染症対策で外出の自粛が求められる中、児童、生徒がネットやスマホ、ゲームに費やす時間は増加していると考えられ、更なる事態の悪化を懸念している。</p> <p>「ゲーム依存」の状態に至った場合には、ご本人やご家族で解決は難しく、専門の医療機関での治療が必要となり、ご本人やそのご家族に重大な影響を与えてしまう。特にこの病気は、脳が成長途上の児童、生徒の皆さんに対する影響が最も大きく、早期発見・早期対応が肝である。</p> <p>そこで以下の2点について答弁を求める。</p> <p>(1) 小中学校における「ゲーム依存」若しくは類似する事態の現状認識と対応内容について</p> <p>(2) 小中学校における統一的な「ゲーム依存」の予防・啓発活動の実施について</p>

申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 2	申請書等の市への提出書類「押印見直し」の推進について
要 旨	<p> 新型コロナウイルス感染症対策の中、各方面で対面接触が制限されている。対面接触を減らすための対応の一つとして、各方面から書類への「押印の見直し」を求める声が高まっている。民間においては、押印を一扫し業務の効率向上も加味した取組が一気に進んでいる。 </p> <p> しかし、現状、自治体における「押印の見直し」が進んでいないのではないかと、不要な押印を求めることで業務効率を落としているのではないかと、との論調が過去にも増して聞かれる。また、内閣府も、自治体が申請書などに押印を求めることについて「法令上は押印の可否は定められていない」「外出自粛要請を踏まえて各自治体の判断で押印を不要とすることが望ましい」としている。 </p> <p> 例えば、就労証明書でいえば、各自治体で書式や記入項目が統一されていないばかりか、企業の代表印の押印が必要な書式であり、代表印の押印のためにやむなく出社する必要があるなど、市民や企業にも負担となっている。 </p> <p> この質問では、市への提出書類作成に当たって押印を必要最小限にとどめることで、対面接触の制限に寄与し、さらに市民と窓口業務の負担を軽減できるのではないかと考え、以下の2点について答弁を求める。 </p> <p> (1) これまでの「押印の見直し」の結果について </p> <p> (2) 「押印の見直し」の更なる推進について </p>

申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. <u>3</u>	市が管理している「掲示板の今後の在り方」について
要 旨	<p>市内の公園などに設置されている掲示板は、様々な地域の情報を伝える市民にとって身近な地域との接点となっている。また最近では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、接触を軽減するために回覧板を回す代わりに掲示板で周知を行う自治会も存在している。</p> <p>しかし、設置してから長期間更新を実施していない掲示板もあり、ともすれば掲示板の機能を果たさない掲示板も散見される。そこで以下の3点について答弁を求める。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 掲示板設置の目的と効果について(2) 掲示板の管理方法について(3) 「掲示板の今後の在り方」について

申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. <u>4</u>	公立保育園における使用済み「紙おむつ」処分の実施について
要 旨	<p> 使用済みおむつの持ち帰りは、かつての布おむつ時代の名残とも言われており、家庭で何度も洗って使用するために持ち帰ることが通例であった。 </p> <p> しかし、近年、保育園で子どもたちが使用した「紙おむつ」は保護者が持ち帰るというルールを見直す自治体が全国的に増えている。 </p> <p> 使用済みの「紙おむつ」の保育園での処分は、様々な感染症を防ぐ上での衛生面の効果や、おむつを個別に包装して保護者へ返すという毎日の仕分作業を無くし、保育士の負担の軽減にもつながる。さらに、「排泄物を包んだおむつは重く、持ち帰りは負担」、「持ち帰る際に臭いが気になる」、「買い物に寄る際に抵抗がある」などの課題解決につながり、保護者の負担軽減にも資すると考えている。 </p> <p> そこで以下の3点について答弁を求める。 </p> <p>(1) 「紙おむつ」の保護者持ち帰り運用の理由について</p> <p>(2) 市内の公立保育園及び近隣自治体の公立保育園での使用済み「紙おむつ」処分方法について</p> <p>(3) 公立保育園における使用済み「紙おむつ」処分の実施について</p>

申し合わせ事項に留意する。